

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任(設置)及び報告

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法第12条の2第8項に基づき、当該事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなくてはなりません。また東京都では、要綱(※)に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・変更・廃止について、報告書の提出を求めています。

PCB廃棄物を除く特別管理産業廃棄物管理責任者に関する報告は[下記2\(1\)以降を](#)、ご覧ください。

※PCB廃棄物を除く要綱

[東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱\(PDF:206KB\)](#)

(1) 報告対象者

東京都内(八王子市を除く。(※))に特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(排出事業者)

(2) 報告書等の様式

① 設置の場合

	特別管理産業廃棄物の種類	報告書様式(※1)	記載例	添付書類
1	感染性産業廃棄物	特別管理様式1(感染性)(エクセル:85KB)	記載例特別管理様式1(感染性)(PDF:122KB)	資格証明書(写) ☆資格は 下記3参照

※1 報告書等様式(Excel)は、「報告内容入力フォーム」シートに必要事項を入力すると、「報告書」シートに自動転記されます。廃石綿等の場合のみ、「廃石綿等処理計画書」シートにも同様に自動転記されます。

2021年4月より **報告書の押印が不要** になり、その代わりに届出を行った者(同様式の提出者)について記載していただくことになりました。報告内容を確認させていただく場合がありますので、内容がわかる方の電話番号等をご記入ください。

※2 廃石綿除去工事の場合、元請業者から特別管理産業廃棄物管理責任者を選任しなければなりません。ただし、**下請負人からの選任について、都は原則1回に限り認めております**。その場合は、[追加様式\(ワード:13KB\)](#)の提出も必要です。

② 変更の場合

東京都に提出した「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置報告書」に記載した下表の「変更事項」について変更する場合は、変更報告書の提出が必要です。変更事項以外の変更(法人の代表者等の変更)の場合は、変更報告書の提出は 不要 です。

なお、同報告書の変更年月日は実際の変更日を記載してください。

※排出事業者である法人自体、事業場自体の変更及び事業場の増設の場合は、法人及び事業場の名称等の変更の場合とは異なり変更報告書ではなく、設置報告書の提出が必要です。

ア「廃石綿等」以外の場合

変更事項	報告書様式	添付書類
排出事業者の名称(氏名)、住所、事業場の名称、住所、電話番号	上記2(2)①と同じ	なし
特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名、職名、資格		資格証明書(写) ☆資格は 下記3参照

③廃止の場合

特別管理産業廃棄物管理責任者を廃止する場合は「特別管理産業廃棄物管理責任者に係る廃止報告書」の提出が必要(添付書類なし)です。

なお、廃石綿等については工事期間の終了をもって廃止とみなしますので、同廃止報告書の提出は不要です。

[廃止報告書様式\(エクセル:23KB\)](#)

[記載例\(廃止届\)\(PDF:110KB\)](#)

④その他

詳しくは [特別管理産業廃棄物管理責任者に係る報告書の手引\(PCB廃棄物を除く。\)\(PDF:146KB\)](#) をご覧ください。

(3)提出部数

1部

※東京都の受付印を押した副本(副本は報告者の控え、正本の写し可)が必要な場合は、正副2部を郵送又は窓口で提出してください。

※窓口で正副2部提出した場合は、提出時に同受付印を押した副本(控え)を返却します。

※電子申請サービスによる提出は、**副本を返送するシステムがありません**。提出受付は受付メールで確認してください。不備があれば登録された連絡先(電話またはメールアドレス)へ都職員から連絡が入ります。連絡がない場合は審査完了(受理)となり、申請手続きは終了となります。

(4)提出時期

設置(変更)後30日以内(廃石綿等の場合を除く。)

※廃石綿等は工事着手(廃石綿除去工事)前までに提出することが必要です。

(5)提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送

[下記2\(6\)](#)の問合せ先に郵送してください。

東京都の受付印を押した副本（副本は報告者の控え、正本の写し可）が必要な場合のみ、正副2部及び返信用封筒（返信用切手貼付、宛先住所記載済み）を郵送してください。なお、控えが不要の場合は、副本及び返信用封筒の同封は不要です。

②電子申請サービス

報告の種類ごと、特別管理産業廃棄物の種類ごとに以下の該当する「電子申請サービスのリンク先」からご提出ください。

電子申請サービスへのリンク先

設置(変更): [感染性産業廃棄物\(外部サイト\)](#)

※上記の届出については、電子申請サービスの利用にあたり「申請者ID」の登録は**任意**です。

③窓口提出

[下記2\(6\)](#)の問合せ先に提出してください。（予約不要）

※窓口で正副2部提出した場合は、提出時に東京都の受付印を押した副本（控え）を返却します。
※新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送又は電子申請サービスによる提出にご協力ください。

(6)問合せ先(提出先)

受付時間: 9時から12時まで、13時から17時まで（年末年始及び土日祝日を除く。）

東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 規制監視担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1（東京都庁第二本庁舎19階北側）
電話 03-5388-3589

東京都 環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 規制指導担当
〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3（東京都立川合同庁舎3階）
電話 042-528-2694

3 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物を生じる事業場の排出者の社員（廃石綿等
の場合は元請け業者）から選任する必要があります。資格は廃棄物処理法施行規則第8条の17及び要
綱（PCB廃棄物を除く。）で定められています。

特別管理産業廃棄物の種類	主な資格
感染性産業廃棄物	1 次のいずれかの資格を有する者 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検 査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士 2 東京都の指定講習会（下 記3(2)）を修了した者（施行規則第8条の17第1号ハに該当する者）

特別管理産業廃棄物の種類	講習会名称	実施機関
全ての特別管理産業 廃棄物	次のいずれかの講習会 ・特別管理産業廃棄物に関する講習会 ・医療関係機関等を対象にした特別管理産 業廃棄物責任者に関する講習会	公益財団法人日本 産業廃棄物処理振 興センター（外部サイ ト）

4 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物管理責任者の業務範囲は法に明記されていませんが、旧厚生省通知によれば、
次の事項となっています。

- (1)特別管理産業廃棄物の把握
- (2)特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- (3)適正な処理の確保(保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付・
保管等)